

市域の行政区画の変遷

◆大区小区制

明治新政府の大きな課題は、日本を西欧列強のような近代国家へ転換させることでした。そのため徴兵や徴税などを効率的に行うことができる地方制度を新たに創出する必要がありました。

明治4年(1871)の戸籍法制定により、戸籍編成のため全国に区(旧来の村を複数集めて編成)が設定されます。区には戸籍責任

者として戸長・副戸長が置かれますが、のち一般行政も担当しました。その後大区・小区の別、区長・副区長の設置も認められ、いわゆる大区小区制が本格的に展開していきます。区長は県令の指示を受け、戸籍・徴兵・教育・徴税などの事務を所管していました。

明治初期の千葉町呼称の変化

名称	年月	構成町村	管轄
下総国千葉郡千葉町	～明治4年7月	千葉町	佐倉藩(佐倉県)
第9大区5小区	明治4年12月	千葉町・登戸	印旛県
第7大区5小区	明治5年9月	千葉町・登戸	
第11大区3小区	明治6年7月	千葉町・登戸・高品・殿台・西寺山・原・東寺山・川野辺新田・黒砂・小中台・小深新田・作草部・園生・長沼新田・萩台・犢橋	千葉県
第11大区5小区	明治9年1月	千葉町・寒川	
千葉町(独立戸長役場)	明治11年11月	千葉町	千葉県 千葉市原郡役所
千葉町他3ヶ村連合	明治17年7月	千葉町・寒川・登戸・黒砂	
千葉町	明治22年	千葉町・寒川・登戸・黒砂・千葉寺	

◆郡区町村制

※・佐倉県下でも戸籍区が編成されたが、詳細不明のため省略。
・大区小区及び連合戸長時代には他にも細かな編成替えが行われている。

明治11年(1878)に地方三新法(郡区町村編成法・府県会規則・地方税規則)が制定されると、従来の大区小区は廃止され、行政区画として郡や町村が復活します。郡には郡長が、町村には戸長が置かれました。郡役所は複数の郡にひとつの郡役所が置かれることが多く、千葉郡は市原郡とともに千葉・市原郡役所(千葉町に設置)の管轄下に入りました。町村も同様で、ひとつの戸長役場が複数の町村を管轄していました。千葉郡では129町村に対し45ヶ所の戸長役場が配置されています。このように同じ戸長役場の管轄下にある町村のグループを「戸長配置連合町村」といい、連合町村の戸長を連合戸長、その職務取扱所を連合戸長役場といいます。明治17年(1884)、郡長の権限が強化されると、連合町村の規模も拡大され、千葉郡でも戸長役場の数が45から19へ削減されています。

◆町村制

明治22年(1889)には町村制が施行されます。その前提として前年から大規模な町村合併事業が進められました。千葉郡全体では19の連合戸長役場から18の町村役場への編成替えが行われています。このとき成立した町村は現市域の範囲では、千葉町・都村・蘇我野村・都賀村・検見川村・千城村・犢橋村・幕張村・生実浜野村・椎名村・誉田村・更科村・白井村・土気本郷町(板倉は当初市東村)の2町12ヶ村です。これらはその後名称変更や合併を経て、千葉市に合併し、現在の千葉市を形成する基礎になりました。

明治22年町村制施行時の町村と人口・戸数

(単位:人・戸)

